平成２５年（フ）第１９４号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目35番８号
債務者　有限会社イックス
代表者取締役　原田　　勉
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　**徳**山　育弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時45分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５号
三重県桑名市殿町16番地
債務者　エコマテリアル株式会社
代表者代表取締役　田中　克政
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板垣謙太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午後１時30分
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１８６号
兵庫県尼崎市大物町２丁目11番３号
債務者　藤工業株式会社
代表者代表取締役　西藤　幸雄
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園江里人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午前10時30分
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０号
岩手県盛岡市永井16地割65番地１　ラポール地田Ａ101号
債務者　日本環境創造株式会社
代表者代表取締役　藤尾　　泉
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後２時
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第５４４号
愛知県清須市寺野花笠29番１
債務者　有限会社タイコー産業
代表者代表取締役　田鹿　範雄
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　秀志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０９号
香川県高松市西植田町2921番地６
債務者　宮本建設株式会社
代表者代表取締役　橋本　利幸
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午前10時30分
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１４８号
広島市西区井口３丁目４番１―619号
債務者　特定非営利活動法人青年育成グローバルステーションＳｅｉｓｓｕ
代表者清算人　山本　抄湖
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂本　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１８号
香川県観音寺市茂木町３丁目４番20号
債務者　香川　資治
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎壮太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第２６号
岐阜県恵那市岩村町792番地１
債務者　後藤　唯人
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　破産債権の届出期間　平成25年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第８号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦951番地２
債務者　米川　良惠
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健二
4　破産債権の届出期間　平成25年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第４９号
青森市大字大野字山下176番地23
債務者　Ｔｈｅ鮨屋こと　工藤　慎平
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　史晴
4　破産債権の届出期間　平成25年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６３７号
愛知県瀬戸市山手町249番地の10
債務者　加藤安芸子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹之内智哉
4　破産債権の届出期間　平成25年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４号
千葉県いすみ市行川888番地１　新清ハイツ４Ｅ棟
債務者　河野　重幸
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　貴康
4　破産債権の届出期間　平成25年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
京都市右京区太秦堀池町30番地15
債務者　橋本　誠朔
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　達夫
4　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
和歌山市神前37番地の59
債務者　佐原　勝治
1　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　　大
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０号
群馬県沼田市坊新田町1266番地
債務者　大竹　稔明
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　　良
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年７月10日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係